

平成23年度 事業報告書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

はじめに

昨年度末に起きた東日本大震災への対応や要約筆記者養成カリキュラムの通知、制度改革推進会議での提言から障害者基本法の改正や障害者総合福祉法への取り組みがなされた。

また、内部的には特例民法法人の新法人移行への実質的な移行検討、申請準備等あわただしい課題の多い年度であったが組織の総力を挙げて取り組んだ1年であった。

I. 難聴者等の社会参加促進のための施策の充実普及に関する事業

A. 情報バリアフリー等啓蒙事業 情報文化部

障がい者制度改革推進会議の取り組みにより、一次意見、総合福祉法に関わる骨格提言が出された。障害者基本法改正により、情報バリアフリー、コミュニケーション支援事業の改善の基礎が置かれた。東日本大震災後の災害支援に、大きなエネルギーを費やさざるを得ない状況でもあった。被災地三県の様子から、情報保障に関する種々の教訓が把握できた。

1 放送関係のバリアフリー活動

(1) 平成24年1月から4月の間、デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会が総務省政務官主催で行われ、全難聴も参加して以下の提言がなされた。

(2) 【緊急放送】

①NHKにおいては、音声自動認識技術の試行結果を踏まえ、全ての定時ニュースへの字幕付与の早期実現に努力をすること。

②民放は課題を共有し、対応の推進に努めることを期待したい。

(3) 【字幕放送】

①ローカル放送に関して神奈川県下で聴覚障害者関係団体がテレビ神奈川へ字幕付与要望書を提出したが、大きな進展はない。

②CM字幕放送について引き続きスポンサー企業との調整や放送事業者間の検討を進めることが望まれる。

(4) (2)と(3)の上記提言の実現を目指して、更なる字幕付与の質的、量的拡大を目指し、粘り強く活動を継続する必要がある。

(5)年々字幕番組は少しずつ増えているが、緊急放送や国会中継など字幕が付かない状況にある。

① 3.11の震災以降に一時的にニュース等の字幕が増えたが、内閣府の記者会見に字幕放送がつかないままである。

- ② 総務省の政見放送に字幕付与検討会でNHK及び民放のローカル局に字幕を放送する装置がないことが明らかとなった。地域の身近なテレビ放送に字幕がないと生活に密着する情報を得ることが難しいので、設置するよう働きかける必要がある。関係団体と協議したい。

2 通信関係のバリアフリー活動

(1) 情報通信アクセス協議会(CIAJ)を中心に通信関係のバリアフリー活動を行ったが、特に見るべき具体的進展はなかった。

- ① JIS X 8341-4「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第4部：電気通信機器」の改定作業が終わり、今夏公表される見通し。日本での電話リレーサービス(TRS)実施の進展はなかった。
- ② 2011年末韓国では国家が電話リレーサービスを2005年から実施しているとの情報が入った。電話リレーサービスは技術的に難しいことではないので、難聴者の必要性を国と事業者へいかにアピールして、社会全体の理解を得るかだと考える。
- ③ 電気通信アクセシビリティガイドライン改訂を進行中。JIS X 8341-4 本体とは別に、利用者に情報提供する元になるチェックリストをCIAJ内で作成する。

3 日本映画のバリアフリー活動

(1) 文化庁に対して、日本映画へ字幕要望を行った。主要な要望は以下の通り。

- ① 日本映画にも字幕付与映画の字幕率向上のため、字幕制作費助成制度を設けること。
- ② 字幕表示システムを総合的に構成し、舞台芸術の鑑賞が出来るようすること。
- ③ 国際文化フォーラム、国際映画祭、種々の芸術祭に関係する講演会、フォーラム、座談会など各種文化芸術の話のイベントに、文字表示や字幕付与を行うこと。文化庁からは検討するとの回答のみであった。

4 災害関係のバリアフリー活動

(1) 震災放送関係の字幕等に関して、NHK、東京電力等に対して要望書を送った。

(2) 2012年2月13日のアクセシブルデザイン(AD)2012 シンポジウムでは、「東日本大震災を経験して今後望まれるアクセシブルデザイン・福祉用具」テーマにして開催され、「災害時に役立つ機器・サービス」をテーマに、聴覚障害者に求められる機器について講演した。

(3) NHK「ろうを生きる・難聴を生きる」でも防災関係をテーマに理事が数回登場する等の活動実施。

(4) 初動・安否確認マニュアル作成プロジェクト委員会(4回)

厚労省が(財)全日本ろうあ連盟に委託した「手話通訳者等派遣支援事業」。全難聴からも委員が参加。24年度5月以降に完成版をサイトに公表された。

5 著作権法における権利制限活動

(1) 著作権者の権利制限をもっと増やして、多方面に渡る障害者の権利制限要望を拡大するために、障害者放送協議会の著作権委員会として、以下の方針で活動を行う。

- (2) 著作権法にフェアユース(公正な利用)的条文を入れたいという方針で、その切り口を災害時の緊急情報提供から入り、災害時のフェアユース的な考えを著作権法に盛り込み、著作権法における権利制限の拡大を目指す。

※フェアユースとは「公正」な目的で使うときに限って、特に事前に許可を取らなくても著作物を使っていいようになること。

6 政見放送への字幕付与に関する活動

- (1) 閣議決定を受けて、総務省選挙管理課主催の「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」が実施され、報告書が出された。政見放送に字幕付与関係の方向は以下の通りである。
- (2) 「次回の参議院議員通常選挙の比例代表選挙における政見放送から、参議院名簿届出政党等より申し込みがあったときは、政見放送に字幕を付すこととし、関係者はこれに向け、詳細なルールづくりを含め法制上必要な規定の整備や体制の確保など、字幕付与に係る必要な取組みを進めることとする。」尚、未決定の政見放送の字幕に関しては継続して検討する旨下記の報告書URLに記載されている。報告書の掲載Webは以下の通り。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000109980.pdf

- (3) 小さな一歩であるが、政見放送に字幕付与の取り掛かりができたので、この拠点を離さず、拡大を目指したい。

7 各省庁が企画する情報バリアフリー関係の研究開発、バリアフリーが未実施分野へのバリアフリー適用委員会等への参加

- (1) アクセシブルデザイン体系的技術標準化委員会
- (2) ガイド71改訂・アクセシブルミーティングWG (2回開催)
国際的な障害者・高齢者のための規格作りの大元である、ガイド71改訂およびアクセシブルミーティングの国際規格化を検討する委員会。アクセシブルミーティングは2010年JIS化(JISS0042 高齢者・障害者配慮設計指針 アクセシブルミーティング)されているが、現在ISOに国際提案中。
- (3) 国内コミュニケーション支援用ボード絵記号WG (2回開催)
経済産業省の3年計画事業2年目。2012年度にまず「コミュニケーション支援用ボードのための絵記号デザイン原則」として国際提案、その後JIS化する。
- (4) NHK番組検討会議 (1月24日)
ツイッターなどの情報発信方法の提案、地域情報の字幕付与の問題等意見提出。

8 厚労省の障害者自立支援機器開発は、以下の2項目が執行され、全難聴として開発への支援を行った。

- (1) 音声認識し文字表示する携帯可能な支援機器 (担当企業: アドバンストメディア社)
- ① 東京都と横浜市の会員が、言葉の辞書作りに協力したが言葉集めが目標の10%にも届かなかった。健常者と会話して、ことばを集めるのであるが、会話が続かないことや、広範な分野における会話分野の幅を確保することが難しいことであった。平成23年度も引き続き、モニタリングを行い、23年度末で、試作完了し

た。

- ②試作した会話支援機の運用テストを会員有志の方で実施し、その成果を24年度福祉大会分科会で発表する。
- ③社会には無限の会話が飛び交っており、難聴者として真に社会参加を実現するには音声認識による自動的な音声の文字表示化の実用化は不可欠と考える。

(2) 緊急自動車の接近を視覚的にドライバーに知らせるシステム (株式会社 三陽)

- ①緊急自動車の接近が分からず、難聴者は危険に合う事例を挙げ、必要性を説明した。
- ②システム原理は緊急自動車の警報音を前後左右の4つのマイクで拾い、方向を感知できるように、電気に変換して、視覚表示と振動で知らせるシステムである。
- ④ 原理的な視覚警報システムの構成を見て、聴覚障害者の立場からアドバイスした。
- ⑤ 平成24年度に試作し、翌年度から販売できるシステムが出来る予定である。

9 聴覚障害者用火災警報装置設備等の検討会

- (1) 消防庁は聴覚障害者用火災警報装置の無料配布を聴覚障害者で、かつ生活保護所帯へ行われます。
- (2) この配布作業の主体は委託事業者及び自治体が行いますが、聴覚障害者団体としても消防庁の配布作業事業に協力を依頼され、全難聴は加盟協会への無料配布事業のPRに協力します。
- (3) 消防庁から無料配布の事業委託先は ALSOK 及び(株)東京信友です。

10 視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究

- (1) 国土交通省事業で視覚・聴覚障害者が公共交通機関や建築物等を利用する際の安全性・利便性の向上を図るため、音や文字等による情報提供のあり方について調査研究を行った。
- (2) 移動等円滑化整備ガイドライン等への反映を念頭において、「視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究報告書」とりまとめが進められている。

11 聴覚障害者の安全運転のための実車による実験等調査研究

- (1) 聴覚障害者の安全運転のための実車による実験等調査研究
小川副部長担当 警察庁事業。
- (2) 聴覚障害者の運転免許拡大の検討のための、3年間の事業の最終年度。
- (3) 平成22年度「聴覚障害者の安全運転のための実車による実験等調査研究報告書」の受領。
- (4) 結果自動二輪・原付・小型特殊自動車免許への聴覚障害者運転免許基準に依らず交付する。
- (5) 普通免許はサイドミラーへの補助ミラー装着と標識の装着で全車種を運転可能とした。この場合小型特殊自動車および原動機付き自転車も運転可能。
- (6) 国会への法案提出は23年9月を予定したが、東日本大震災の影響もあり遅れていた。
- (7) 昨年9月12日に道路交通法施行規則改正。全ての普通自動車(乗用車と貨物車)、

大型・普通自動二輪車、小型特殊自動車および原動機付き自転車が運転可能になった。

B 情報バリアフリー等啓発事業 バス車載磁気誘導ループ実証試験協力

1. 昨年度に引き続き協会の協力をいただきソナール社が実施した。これに各協会が協力するという形で実施した。
2. 車載型(バス・車両用)磁気ループ補聴システムの開発(担当企業:株式会社ソナール)以下ソナールの報告書から
 - (1) 平成22年から23年にかけて新たに開発した、バス車載型磁気ループ補聴システムは補聴器・人工内耳(以下、これらを総称して補聴器等と記す。)を利用する難聴者の聴取力を改善する可能性があることを実証した。
 - (2) Tモードでの無音状態時に高度難聴者は、機器の設定が正常であるか否かさえ確認できない不安感を抱かせること(Tモード状態での無音に対する不安感)、
※ ()内は事務局で補足で追加記述した。
また磁氣的騒音が軽度・中度難聴者にノイズ(雑音)として問題となる。今後、バス用ループは実用化開発を進め、平成25年度には市場導入を図りたい。
 - (3) 鉄道車輛での電車内の磁場を検証する目的で公益財団法人鉄道技術研究所に委託して、実験車両にて実施したが、実車輛の車内設備(空調等)と相違があり実用的なデータが得られなかった。実用化を目指すためには、車輛メーカー、電鉄会社等の協力体制が必要となる。

II. 難聴者等に対する社会の理解促進のための啓蒙、広報に関する事業

1. 機関誌「難聴者の明日」等

- (1) 平成23年度については152号～155号を滞りなく年4回発行した。
- (2) 事務局及び機関誌部員の尽力により、毎号予定発行日を超過することなく送付できたことは評価できる。
- (3) 発行することが第一の目標となっている面もあり誌面充実、購読者拡大についてはなんら対応をしてこなかった。そのため購読者数の減少が続いている。
- (4) 誌面をA4に変更した当時は文字も大きく読みやすくなっていたが、印刷業者変更に伴う調整の不十分さから文字が小さくなってしまい。読み辛くなってしまった。
- (5) 新年度においては、まず読みやすい文字の大きさにしていく。それと同時に紙面内容の刷新も検討していきたいと考える。

2. ホームページ

- (1) ホームページの更新を事務所で行うようになった。
- (2) ホームページを通じた各種相談、問合せ等が増えている。
内容によって、各担当者に振り分けている。

3. 耳マークの普及

- (1) 耳マークリーフレット配付 希望の申し出があった協会等へ。
- (2) 耳マークベストと腕章の作成

日本財団助成金事業として、耳マークベスト及び耳マーク腕章を作成し、被災地協会、加盟協会、全国の聴覚障害者情報提供施設へ送付し活用を呼び掛けた。

(3) 耳マーク利用申請への対応

加盟協会が耳マークを利用するには申請の必要はないが、それ以外での利用には申請をいただいている。利用規定に照らし、使用許可を出している。申請一覧は別紙。

(4) 耳マークグッズ

① 耳マークカードを2種類を作成した。

② 注文書の書式を改訂した。

(5) 全日本ろうあ連盟からの問い合わせによる耳マークに関する意見交換と「手話・筆談」対応マークの提案への理事、耳マーク部員へのアンケート調査の実施とその回答。

4. 書籍・ビデオ等の頒布(資料:書籍・ビデオ販売実績表)

別紙:資料参照

Ⅲ. 難聴者等のニーズに関する調査

1. We love コミュニケーション 冊子の頒布と情報・コミュニケーション新法を求める署名活動に取り組んだ。署名数は1,163,786筆に達し、9月27日、国会に提出した。

2. 人工埋込骨導補聴器「Baha」の健康保険適用の署名活動に取り組んだ。

当会と医療関係者の集めた署名12,857筆の署名を厚労省に3月28日提出した。

Ⅳ. 難聴者等の社会参加促進のためのコミュニケーション手段等に関する調査研究

1. 要約筆記に関する事業

(1) 要約筆記事業研修会の開催(静岡 8月6.7日)

① 要約筆記者養成カリキュラムが通知されることに伴い開催した要約筆記事業研修会には、全国から73人の参加があった。

(2) 第17回全国難聴者・中途失聴者福祉大会(青森)の第1分科会の企画、運営

(3) 聴力障害者情報文化センター主催の要約筆記指導者養成研修への講師派遣

(4) (新版)要約筆記者養成テキスト(前期2000冊 後期2000冊)の増刷

①(新版)要約筆記者養成テキストを前期・後期計4000冊増刷した。

(5) 要約筆記者「補習研修」企画事業

①補習研修の申込は少なかった。

(6) 協会・ブロックでの研修会への講師派遣

①ブロック研修で要約筆記事業について研修会を開催し、要約筆記事業の現状や課題について理解を深めることが出来た。

2. 全要研関係

(1) 定期協議

① 第1回 8月13日(土) 東京都障害者福社会館

② 第2回 12月23日(金) 名古屋市公会堂

(2) 制度外派遣、両団体の基金により実施

① 制度外派遣については通信教育を中心に利用が多くなり、両団体の基金による対応では困難になっている。

② 新たな方策を模索することが必要である。

(3) 全国統一要約筆記者認定試験 3月11日 実施

① 試験委員会 10月30日(日)、2月16日(木)、3月18日(日)

② 全国統一要約筆記者認定試験実施に向けての動きが始まった。

(4) 協賛事業

① 全国要約筆記問題研究集会 in 東京 6月18～19日

② 全国要約筆記研究討論集会(広島) 1月21～22日

③ 第30回全国要約筆記指導者養成講座(東京) 7月30～31日

④ 第31回 (〃) (大阪) 1月28～29日

⑤ 全国要約筆記指導者フォローアップ研修会(名古屋) 8月27～28日

3. 難聴医療について

(1) 東日本大震災後のストレスによる健康障害を防ぐため、「ストレスから身を守る」方法、さらに冬期はインフルエンザシーズン前に、「インフルエンザを知ろう」と題して、効果的な予防方法を機関誌に掲載し、周知を図った。

4. 聴覚補償リハビリテーションセンター設立に向けての予備調査結果

(1) センターシステムの合法的な構築について基礎検討を行った。

① 全難聴がめざすセンターシステム：難聴医療と福祉支援のタイアップ

② 病院事業：医療法人の管轄、福祉事業：社会福祉法人の管轄

③ 社会福祉法人が病院を運営するケースが全国で約40例ある。

④ このケースでは、経営権を社会福祉法人が担い、事業は別の医療法人に委託している。

⑤ 仮に全難聴がセンターの経営権を持ったとした場合、病院事業を医療法人に、福祉事業を社会福祉法人に委託すれば、合法的に運営できることがわかった。

⑥ こういう形態の経営の場合は、厚労省大臣あるいは都道府県知事の許可が必要である。

⑦ 次年度は、適切な難聴医療システム、福祉支援システムについて調査の予定。

5. 補聴器、補聴援助システムの普及と啓発

1. 補聴器、補聴援助システムの普及と啓発

(1) 日本補聴器販売店協会年次総会が東京で開催、式典に臨席し祝辞を述べた。

(2) 日本補聴器販売店協会、日本補聴器技能者協会との関係をめざして協議を開始した。

(3) ホームページの更新

2. 人工内耳について

(1) 人工内耳の日を記念して、9月4日人工内耳ウォーク&トークを[ACITA]や声援隊との共催で行った。全難聴は東日本大震災体験談発表を依頼され、宮城県協会の松本理事長、福島県協会の森谷副会長を派遣した。

- (2)平成23年度人工内耳相談会は計15回行われ、開催数は昨年(13回)を上回った。
- (3)東日本大震災で延期となっていた[ACITA]との定期協議会を7月に行った。

V. 難聴者等の相互交流促進、情報提供等に関する事業

1. 福祉大会

- (1)第17回全難聴福祉大会は、東日本大震災の影響下、200名の目標を大きく上回り385名の参加者がありました。
- (2)東日本大震災の残した教訓はとて大きく全難聴のあらゆる事業に少なからぬ影響を与えました。
- (3)第18回福祉大会は12月1日～3日で埼玉県にて開催します。
「彩の国で立ち上がれ！ 聞こえの権利」

2. 高年部

- (1)第15回全国高年難聴者の集いは全難聴青森大会分科会に参画することで実施予定であったが諸事情発生し中止した。
- (2)京都府協会の申し出により24年度第15回集い実施のため準備に入った。
- (3)高年部役員改選期にあたり今後の高年部活動のあり方を検討するため加盟協会に実態把握のアンケートを実施した。
- (4)機関誌の高年部ページに「高齢難聴者の啓発活動事例紹介シリーズ」は7回目までを掲載した。24年度小冊子に集大成する予定である。
- (5)全難聴通常総会に部長がオブザーバーとして出席し、加盟協会代表者と情報交換を図った。

3. 女性部

全国女性部活動を通じて全難聴という組織を社会にPRし中途失聴・難聴者への理解を促進させることをねらい全国での地域での活動を活性化させるよう努めた。

- (1)7月3日兵庫県福祉センターにて全難聴女性部役員会、全国県部長会議、第22回全難聴女性部総会を開催した。
- (2)役員改選に当たり新任7名、退任1名、新部長に永末淑子を選出した。
- (3)10月7日、23年度の福祉大会において第3分科会を担当した。テーマ「笑顔で暮らそう。女性力UP講座」とし、約80名の参加者があり、資生堂の講師により、肌のケアの実技指導があった。被災地からの参加者もあり、企画は好評だった。
- (4)大会では、恒例のバザー販売を実施。参加者が多かったので収益金も好調だった。
- (5)各ブロック「女性の集い」(関東、東海、中国ブロック)を開催した。
- (6)各ブロックから、「女性の集い」活動報告書提出により助成金を支給した。
- (7)全難聴機関紙「難聴者の明日」の女性部のページ年4回を寄稿した。
- (8)広報誌「女性部だより」を1月、8月に2回発行、加盟協会を含む全国へ配布した。
- (9)全国県女性部活動報告書作成
年間の各県女性部活動報告書を加盟協会へ提出し全国ブロック長にも配布した。

4. 青年部

(1) 情報提供・交換

- ①青年部メーリングリスト「ヤンナン」による全国青年の情報交換。
- ②全難聴ホームページの中の「青年部のページ」による情報提供。
- ③全難聴機関誌「難聴者の明日」の青年部ページへの寄稿をした。

(2) 学びあいの場

- ①6月12日に神戸市立総合福祉センターで、講演会を開催した。「東日本大震災を経験して」をテーマに、特定非営利活動法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会災害担当の村田哲彦氏よりお話しいただいた。
- ②また、青森福祉大会においては、村田哲彦氏と宮城教育大学准教授の松崎丈先生よりご協力をいただき、第2分科会「東日本大震災を振り返る！～今、私たちは何をすべきか？～」を開催した。
- ③引き続き学びあいの場を設けたい。24年度は、創立30周年記念事業の一環として、5年ぶりに「青年部活動者研修合宿」を開催予定である。

(3) 交流の場

- ①23年6月に神戸市で青年部総会を実施し、併せて交流会を実施した。

VI. 関係諸団体との連絡調整に関する事業

1. 国際部

(1) 部活動

- ①国際部活動としては、部会の開催は行わず、打合せ・情報交換はメーリングリストを活用した活動となった。
- ②22年1月から会議開催が始まった「障がい者制度改革推進会議」の参加支援に多くの時間を割いた。

2. 国際会議実行委員会(2012年のノルウェー・ベルゲンでの第9回国際難聴者会議)

- (1)実行委員会(補聴医療対策部、情報文化部、女性部、国際部よりの委員に加え、全要研からも委員)で構成している。
- (2)6回開催し、会議参加の準備を行った。10月に第1回の実行委員会を開催、1月には旅行会社も加わった第2回の実行委員会を開催した。
- (3)7月に会議プレゼンテーション・パネル展示の申し込みを行った。
- (4)国際会議参加ツアーは2月より募集を開始した。
- (5)会議発表者の選定を進めている。
- (6)国際難聴者会議の開催地へ部員1名をノルウェーのベルゲンに視察派遣した。

3. 日本障害フォーラム(JDF)等の関係団体との連携

- (1)定例会議への参加した。

4. JDF 国際委員会

- (1)10月に開催された国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)及びアジア太平洋障害フォーラム(APDF)でのJDFの報告「障がい者制度改革推進会議レポート」の作成に協力を行った。

5. JDF 企画委員会

- (1) 全国フォーラム
- (2) みんなでつくろう総合福祉法全国集会に参画した。
- (3) 企画委員会へ参加した。

6. 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で「総合福祉法の提言」をまとめ推進会議に提出した。8月

7. アジア太平洋難聴者・失聴者連盟の設立の支援

(Asia-Pacific Federation of the Hard of Hearing and Deafened (APFHD))

2013年から始まる「新アジア太平洋障害者の10年」の目的である、「障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳)」のアジアレベルの履行を目指し、平成24年3月2日にAPFHDがタイのバンコクで設立した。全難聴は現地に理事を派遣し、設立のためのノウハウを提供するなど協力した。

VII 東日本大震災災害支援活動及び義援金配分

1. 災害支援活動

- (1) 23年3月11日の東日本大震災発生を受けて対策本部を立ち上げ、被災地へのコミュニケーション支援機器・製品提供を中心とした支援を行った。特に被災3県(岩手・宮城・福島)に重点を置き、担当理事を中心に支援及び中央とのパイプを担った。
- (2) 数次に渡り支援ニュースを発行、状況を内外で共有に努めた。被災された聴覚障害者の支援のため、行政や企業との要望交渉を担った。
- (3) 10月8～10日、青森県で開催された第17回全国難聴者福祉大会に、被災3県の聴覚障害者及び関係者約90人の参加支援活動を行った。その他各地で数次に渡る総会・交流会等の開催支援活動を展開。

2. 災害対策本部義援金配分

- (1) 内外から義援金を集め、配分委員会を設けて被災地協会および会員への配分と支援にあてた。
- (2) 24年3月末までの間に東日本大震災義援金 **1,769万円** を全国各地の協会や海外の篤志の方々からお寄せいただきました。
- (3) 義援金の配分に付きまして平成24年3月末現在までの状況を報告させていただきます。ただし、支援物品についての配布報告は今回は含みません。

単位 円

配分金 項目	配 分 先	金 額
支援活動費	被災地入り交通費、対策本部費用等	1,900,000
支援活動時の寄付金支給	岩手・宮城・福島、福祉大会参加支援、JDF	2,680,000
被災地協会への配分	青森・岩手・宮城・福島・茨城県5県へ	3,050,000
被災地協会会員数への配分	岩手・宮城・福島3県へ	1,480,000
罹災票提出被災会員への配分	福島、茨城、千葉、千葉市、埼玉市	1,710,000
合 計		10,820,000
未配分金		6,870,000

引き続き被災地協会や被災地協会会員などの復興や再興に向けて支援を行います。

Ⅷ 事務局

1. 事務局会議の開催
2. 当会委員の各種会議参加者の情報保障の手配
3. 障がい者制度改革推進会議への介助者手配に関する業務
4. 加盟協会、会員との連絡と調整に関すること
5. 会計・経理に関すること
6. 中央官庁、外部との連絡、調整に関すること
7. 内閣府障がい者制度改革推進会議、総合福祉部会に関すること
8. 聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局としての参画
9. 常務理事会・理事会・総会の開催・執行に関すること
 - ①議案書作成と配布、進行、説明等
 - ②公益法人移行申請実務に関すること。臨時総会の開催をした。
10. 日身連(加盟)、JD(加盟)、JDF(オブザーバー)に関すること
11. JDF 企画委員会への参画
12. 福祉大会への参画に関する連絡と調整にかんすること
13. 全難聴発行、出版物、耳マークグッズ等の頒布及び管理等の業務
14. NPO 法人全要研との連絡と調整に関すること
15. 心身障害者用低料第三種郵便物
 - ①発行番号の取得・発行番号通知に関する事
 - ②障定協総会出席等、連絡調整に関する事
16. 理事長日程把握と各種の調整等を行った。
17. 日常業務における事務局 ML(メーリングリスト)の活用による業務の推進を図っている。